

(3ページから続く)

Q. 日本政策金融公庫から融資が断られた後、会社との協議において担当職員から、会社の体制が不十分であると指摘された件をどう受け止めたか。



現状はそうかもしれないが、ノウハウのある元社長がしているということと、どうにかやるという方向が強かった。

Q. 会社関係者からの(融資金額も融資条件も記載のない)確約書を見て、真剣に検討したのか。本当に融資があると判断したのか。

継続できればいいという認識だった。つながればいいと思った。思わざるを得なかった。

Q. 事業を中止もしくは、補助金を出さないという選択肢はなかったのか。

選択肢はあったが、やめたら非常に大変になる可能性があった。

Q. 宮崎の人物から何度も融資の話があったと言うが、その人はどんな人物か。確認はしたのか。

資産家と聞いているが、調査はしていない。融資は、明日明で入ると聞いていた。



解説

指導・監督の立場にある町の立場として、客観的な事実は皆目なく、町長は熱意等、持論を繰り返すばかりでした。根拠のない融資確約書なるものを提出した会社関係者と、未だに人物像も明らかにされていない宮崎の人物が登場しましたが、それら架空の融資話を見極めることもできずに、町民の税金約3億円が失われたのです。宮崎の人物に実際に会ったという町長ですが、結局これら融資話を証明する証拠は、何一つ提示されませんでした。

裁判長からの尋問



Q. 融資確約書を個人名で書いた会社関係者や、宮崎の融資元と言う人物の融資話を確かにものかどうか、町として調査はしたのか。

調査自体はしていません。

Q. 調査をしていないにもかかわらず、融資があると考えた理由は何か。

会社がやると言ったら、町には止められないというスタートの中で、結果的につながっていけばいいと思った。

解説

最後に町長は「会社側の事業主体の意思がやっぱり最重要される部分がある」「国との相談でもそうした」「せざるを得なかった」と言っています。会社や国の名前を出して責任転嫁をしたような発言です。そして、一度も町民の財産を守る立場としての発言はありませんでした。「会社のため、国との関係のため」と、「会社とも国とも協議してきた」と言いながら、町職員からの報告はほとんど「聞いていない、記憶はない」と言い、町民の財産を守ることを最重要にしなかったのです！

このような証言を受けて、裁判所はどのような判断を下すのでしょうか。注目です！

*「竹ん子の会」のホームページもご覧ください。 <http://takebio.mifune.org>

竹ん子の会

ニュースレター

みふね
御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会



No.5
特別号
竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

御船竹バイオマス問題住民訴訟は

いよいよ[判決]です！

判決日時：10月27日 午後1時10分

(熊本地方裁判所101号法廷)

みんなで

[判決]を傍聴しましょう！



大型バスを用意いたします。

*バスご利用ご希望の方は、10月24日(金)までに「竹ん子の会」事務局までお知らせください。
TEL 090-4473-7798

出発時間：平成26年10月27日(月) 午前11時30分

集合場所：御船町スポーツセンター駐車場付近

[判決]傍聴日程

11:30 集合・出発

12:15 到着・門前集会

13:10 判決 (熊本地裁101号法廷)

(傍聴希望者が多い場合は抽選になります)

13:50 記者会見・裁判後報告会

(京町会館4Fホール・終了予定 15:00)

15:45 御船着・解散



*当日は混雑が予想されます。現地に直接行かれる方も、時間に余裕を持ってお早めにおいでください。
*昼食が必要な方は、各自ご用意ください。

…大切にしたいこと…

・竹バイオマス問題の真相究明

・「竹バイオマス問題がなぜ起きたのか」「このような問題が今後起らないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える



裁判を振り返って(証人尋問より)

町職員2人に対する証人尋問



- ・御船竹資源の資本金が予定通り集まらなかつたことは、町も把握していた。
- ・日本政策金融公庫から融資を断られた後の融資話について、町は調査、確認していない。



- ・融資話について調査、確認しなかつた理由は、調査、確認すると融資の妨害行為となるから。
- ・竹資源元社長から、補助金を補助目的以外に使っても良いかと聞かれたが、使ってはいけないと答えたので補助金を不正に流用するとは思わなかつた。

解説

町職員は、会社の状態を把握し、隨時町長に報告していたと証言しました。また、日本政策金融公庫から融資を断られた後の融資話について調査確認していないことを認め、その理由として、「調査確認をすると融資の妨害になる…」と言う理解しがたい理由をあげています。会社元社長の不正流用についても知らなかつたと証言するなど、町が本来の義務と役割を果たしていなかつた事が明らかになりました。

御船竹資源開発(株)元社長に対する証人尋問



- ・会社の資本金を、融資額の一割程度は持っていないと融資が受けられないとの懸念があつた。
- ・熊電施設が2400万円の資本金を、会社の口座から引き抜いた事により、会社のお金が無くなつてしまつた。
- ・当時私の収入もなく、会社のお金も無くなつてしまつたので、補助金の流用をした。
- ・これらのことすべて町に報告していた。

解説

御船竹資源開発の元社長は、資本金の懸念や会社の状態についてなど、すべて町に伝えていたと証言しました。また、補助金を違法に流用した事についても、町に伝えていたと証言しました。町職員の証言とは明らかに食いちがいます。

平成26年度 ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。
正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 貢助会員 一口1,000円(何口でも可)
 会の口座【〒ばるの口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】
 お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで

山本町長に対する証人尋問



- Q. この事業が開始できなかつた場合、御船町が国へ補助金を返還する法的義務があることを認識していたか。

はい

- Q. 補助金は事業用地の購入に充ててはいけないことをいつ知ったのか。

聞いたとは思うが時期が定かでない。
補助金を会社に渡した後に知つたと思う。

解説

この裁判においては、御船町が補助金を返還すべき立場にあったわけではなく、議会の独自の判断で返還をしたと主張しています。しかし尋問では、最初から町に返還義務が発生する可能性があることを知っていたと証言しました。また、町は土地も建物もない会社に補助金を渡しましたが、事業用地は補助金の対象ではなく、自己資金で購入すべきものであることは補助金要綱にも明記しております。それすら把握していなかつたというのであれば町の長として大問題です！！



- Q. (旧)春野町視察研修の復命書の内容は知っているか。

復命書(職員の報告書)に印は押した。しかし決済は多いので内容までは十分に確認していない。(旧)春野町は竹の事業を先進的に取り組んでいる自治体という認識だった。

解説

春野町は御船町より先に同様の事業をしようとして、失敗しています。視察に携わった職員は、春野町の職員から失敗した経緯説明や助言を受け「自分たちの目で確かめ、調査することが重要だ」等として報告していましたが、町長は復命書に印を押しながらこの重要な内容について確認をしていなかつたと証言しました。尋問でこの復命書を弁護士から突きつけられる場面もあり、町長は言葉に詰まるばかりでした。

- Q. 当初予定された会社の自己資金6600万円が、実際には3310万円しか集まらなかつたことをいつ知ったか。

補助金全額を会社へ渡した後だと思う。
詳細な期日については記憶にない。



- Q. 本来は(金融機関からの借り入れには)融資額の1割程度は資本金が必要であるため会社の資本金を確認すべきではなかつたか。

国が認めた事業なので日本政策金融公庫から当然融資があると思っていた。できるという認識が強かった。

解説

町長は「補助金を会社に渡す以前に、会社の資本金の調査していない」と証言しました。日本政策金融公庫との重要なやりとりも「把握していない」と証言しました。さらに、町独自の調査をしようという意識すらなかつたようです。